

4. 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

（1）許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準としては、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 17 年 10 月 3 日付環自国発第 051003001 号自然環境局長通知）（以下「許可、届出等取扱要領」という。）第 6 に規定するとおり、以下の二つによるほか、「3. 保全及び利用に関する事項」及び下記の取扱方針による。

- 自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号）第 11 条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）
- 自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運営方針について（平成 15 年 4 月 1 日付環自国第 133 号自然環境局長通知）（以下、「細部解釈等」という。）

なお、普通地域に関して、要届出行為の取扱方針及び措置命令の処理基準については、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について（平成 13 年 5 月 28 日付環自国第 212 号自然環境局長通知）」（以下、「普通地域内処理基準」という。）によるほか、「許可、届出等取扱要領」第 24 の 1 にある「風景を保護するために必要があると認める場合」について下記の取扱方針による。

石垣市では、平成 19 年 4 月に、景観法に基づく石垣市風景計画（以下、風景計画という。）を策定している。風景計画の範囲は石垣島全域を対象としており、西表石垣国立公園石垣地域の範囲と重なる。風景計画では、景観形成基準として、工作物の新築等の開発行為に対する詳細な基準を定めている。風景計画で保全・創出の対象とする良好な風景は、自然公園法が保護の対象とする優れた自然の風景地とも概ね重なるものである。風景計画の策定にあたっては、「石垣島の景観を考える市民会議」や「石垣市景観形成審議会」等の検討組織において市民や専門家からの意見を聞き十分な検討を行っている。そのため、管理計画の許可、届出等取扱方針においては、上記の景観形成基準との整合を図っている。

風景計画においては、石垣島全域について豊かな自然の残る地域を「自然風景域」、田園や集落等の文化的景観の見られる地域を「農村風景域」、市街地周辺を「市街地景観域」と 3 つの基本風景域に区分し、さらにそれらの基本風景域を異なる風景上の特性に応じて 18 の風景地区に区分しており、本取扱方針においても同区分を踏襲する。なお、景観形成基準に変更があった場合は、以下の取扱方針のうち景観形成基準に合わせた内容となっているものは、原則として変更後の景観形成基準に合わせて取り扱うものとする。

また、景観法では景観計画に自然公園法の許可基準を定めることができる旨の規定がある（景観法第 8 条及び第 60 条）。現在の風景計画に書かれている景観形成基準は、環境省との協議を経していないため自然公園法の許可基準として認められていないが、今後、協議を経て、風景計画に自然公園法の基準が明記されるよう石垣市と調整を図っていく。

行為の種類	取扱方針
工作物の新築、 改築、増築	<p>〈基本方針〉</p> <p>自然風景を損なわずに周囲の景観に溶け込むよう、立地、形態、色彩等に配慮し、極力、島産材及び自然素材を使用する。また、生態系保全に配慮し、可能な限り自然環境の改変を少なくするよう努める。建築物、その他の工作物については、風景計画の景観形成基準に合わせて、取扱方針を定める。また、都市計画法第4条第12項において定義される「開発行為」を伴う場合においては、景観形成基準に適合するよう配慮する。</p>
(1) 建築物 【石垣市風景 計画 P.89～96】	<p>景観形成基準に合わせて以下のとおりとする。</p> <p>①高さ</p> <p>自然風景域では原則として7m以下、農村風景域では原則として10m以下とするが、当該建築物が、「良好な景観形成のための方針」に則り、かつ、周辺の自然風景と調和するように工夫された場合^{*1}はその限りではない。</p> <p>②屋根</p> <p>ア 山並や稜線の輪郭と調和するように、屋根形状は可能な限り勾配屋根にする。</p> <p>イ 伝統的なまちなみ、歴史文化や風土と調和した風景を創出するため、屋根は可能な限り勾配寄棟造りとし、その場合の勾配は4～5寸（約22～26度）程度を目安とする。</p> <p>ウ 全面的な赤瓦勾配屋根の採用が困難な場合であっても部分的に用いるなど、積極的に意匠として採用するよう心がける。</p> <p>エ 勾配屋根にする場合は、可能な限り沖縄赤瓦葺きを採用し、固定方法も漆喰を使用する等、伝統的風景の創出に心がける。</p> <p>オ 陸屋根にする場合であっても、周辺の状況との調和を第一とする。</p> <p>③外壁</p> <p>ア 可能な限り木材や石材等の自然素材を用いる。やむを得ずブロック造りとする場合は、むき出しとせず漆喰やモルタル、あるいは、塗装等により景観に配慮する。コンクリート打ち放しの場合であっても、屋根その他の形態意匠が周囲と調和し、かつ周囲の緑化や修景と一体となって良好な佇まいを出すようにする。</p> <p>イ 原色を避け、白色、ベージュ系、クリーム系、アイボリー系を基調とし、背景の自然風景と調和するか溶け込むようにする。^{*2}</p> <p>ウ 彩度を2以下とし、背景に対して違和感が生じないような中間の明度を採用する。</p> <p>④付属施設</p> <p>ア 高さは、主屋の軒の高さ以下とする。</p> <p>イ 意匠は、主屋と一体性ならびに統一感のあるものとする。</p>

行為の種類	取扱方針
	<p>ウ 道路側は境界線ぎりぎりに付属施設を設けず、1.5m以上（農村風景域の集落地区においては0.5m以上）後退し、後退した空間には植栽や芝張りを施して、風景づくりのための空間とする。</p> <p>エ 開放された空間の植栽には、地元で親しまれている植物を用いる等して、石垣らしさの創出に配慮する。</p> <p>⑤外構</p> <p>ア 柵等を設ける際には、生垣や芝張り等緑化や空地による開放感の創出や、琉球石灰岩の石積み等歴史文化や風土と調和した材料を用いることによって石垣らしさの創出等に配慮する。</p> <p>イ 前面道路側に柵等を設ける場合は道路境界線から1.5m以上（農村風景域の集落地区においては0.5m以上）後退し、開放された公共性のある空間として、見られることを意識した風景づくりのための空間として活用する。</p> <p>ウ ブロック塀、コンクリート塀または金網等、自然素材以外の無機質な感じのする材料を使用する場合は、漆喰や塗装、または、壁面緑化等による修景をすることとする。</p> <p>エ ブロック塀や石垣を設ける際は、近隣の人々が散歩や散策中に腰掛けることができる程度の高さ（目安としてブロック3段（60cm～70cm）程度）とし、ベンチとしても利用できるよう工夫する。また、それが難しい場合でも高さは1.5mを超えないようにする。</p> <p>オ 敷地内の建築物以外の部分には、植栽や芝張り、花壇や菜園等のガーデニング、その他修景された空間（以下、「有効空間」という。）を設けることとし、安らぎとうるおいの感じられる風致景観づくりを心がける。</p> <p>カ 緑豊かな町並みの創造に寄与するため、有効空間の割合は50%以上（農村風景域の集落地区においては40%以上）とする。</p> <p>⑥建築設備</p> <p>ア 空調、配電等に必要な設備は、道路や海岸その他の公共空間から見えない場所に配置する。</p> <p>イ 上記が困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をする。</p> <p>ウ 設備の色は外壁の色と同一色か同系色、あるいは調和色を用い、彩度や明度も同程度にするなどして違和感が生じないようにする。</p> <p>⑦貯水槽</p> <p>貯水槽は高架にしない。</p> <p>⑧建築物の壁面の位置</p>

行為の種類	取扱方針
	<p>ア 前面道路側は、道路と壁面までの間に有効空間を確保するため、5m 以上（農村風景域の集落地区においては 3m 以上）の後退距離を設ける。</p> <p>イ 建築物は隣接境界ぎりぎりに配置せず、隣接地側（主たる前面道路以外の道路に面する側を含む。）には、有効空間が確保できるよう 2m 以上（農村風景域の集落地区においては 1.5m 以上）の後退距離を設ける。</p> <p>ウ ただし、土地の有効活用や風土に根ざした家づくりへの配慮等の理由から上記後退距離を一律で確保することが困難な場合^{※3}は、道路等の公共空間から容易に眺めることのできる場所において可能な限り後退距離を設けることとする。</p> <p>※1 周りの防風林の高さを超えない等、景観を損なわないと認められる場合</p> <p>※2 亜熱帯照葉樹林タイプ等、自然のままの風景を維持すべき地域については、焦茶等目立たない色にするよう指導する。</p> <p>※3 土地の形状や面積の現況から判断してやむを得ない場合や、北側に主たる前面道路がある敷地において地域の特性に応じた建物の配置をする必要がある場合等。</p>
(2) 道路	<p>①基本的な配慮事項</p> <p>安全性に配慮した上で地形の改変が少ない線形とし、法面や構造物（トンネルを除く）が極力発生しないように計画する。新築にあたっては、必要に応じて野生生物の分布調査等を行い、道路により小動物の生息地を分断しないように計画する。</p> <p>曲線半径や道路勾配等は、極力現地地形に順応するように設計するものとし、工事による造成を最小限に抑え、主要な展望地及び他の公園利用施設等からの景観保全に留意する。また、支障木の伐採を極力少なくして自然環境の保全に配慮する。</p> <p>②法面・擁壁</p> <p>線形を地形に順応させる等により、法面の面積、高さ等を最小限とする。法面が生じる場合、赤土流出対策として早期に緑化を行う。</p> <p>長大法面の出現回避や地形の改変量の低減を図るため、効果が期待できる場合には擁壁等を採用する。擁壁については、原則として自然石積、自然石を模したブロック積、その他風致景観に配慮した工法を用いる。やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合は、原則として表面は自然石又は自然石を模した表面仕上げをする。</p> <p>モルタル吹き付けは原則として行わないこととし、硬岩が露出し通行</p>

行為の種類	取扱方針
	<p>の安全を確保する上で他に適切な方法がないと認められる場合に限り、施工するものとする。</p> <p>落石防止網を使用する場合は、光沢のない灰色又は焦げ茶色等、地肌色を勘案した目立たない色彩とする。</p> <p>③緑化 法面等の緑化は（３）その他（緑化に関する指針）を参照。</p> <p>④交通安全柵 交通安全柵は、交通安全上不可欠な箇所のみを設置する。設置する場合、風致景觀に配慮して茶系統に着色したガードレール又はガードケープル（亜鉛メッキ）を用いるものとする。</p> <p>⑤小動物対策 小動物の移動に配慮して、道路による分断の影響を極力軽減するよう対策をとる。対策については、それぞれの地域において保全の対象となる小動物の特性に応じて、以下のような手法を組み合わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路下横断路 小動物が車道を通らないで安全に横断できるように、ボックスカルバート、パイプカルバート等を用いる。 ・小動物保護型側溝 落下した個体が容易に這い出せるような側溝の構造にする。 ・道路侵入防止策 小動物を道路に侵入させないように、フェンスや折り返し付きの側溝等を整備する等の対策を講ずる。 <p>また、夜間の照明については、夜行性昆虫類を誘引し、その昆虫類を捕食する夜行性鳥類、コウモリ類、カエル類、ヘビ・トカゲ類も道路に誘引することになるため、夜間照明の低減、光の方向制御、昆虫類の誘引性の小さい電球の選定等、可能な限り影響を低減するための対策をとる。</p> <p>⑥廃道及び工事跡地 道路改良等により廃道敷や工事跡地が生ずる場合、可能な限り修景緑化を行うよう指導する。</p> <p>⑦残土処理 原則として公園区域外に搬出し、適切に処理する。ただし、公園区域内における他の工事に緑化用客土として利用できる場合には、流用を可</p>

行為の種類	取 扱 方 針
<p>(3) その他の 工作物 【石垣市風景 計画 (P.103～ 105)】</p>	<p>能とする。</p> <p>景観形成基準に合わせて以下のとおりとする。ただし、マンセル表色系で示されている色目については参考値とする。</p> <p>①共通する基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然風景域の場合は、背景の状況（森、川、海、空など）に対して、適切な色彩を選択する。 ・彩度は2以下とする <p>②垣・柵・塀</p> <ul style="list-style-type: none"> ア できるだけ自然素材（木・石等）を使用し、周辺の自然風景や自然環境と調和するよう配慮する。 イ ブロック塀やコンクリート塀を設ける場合は、高さや幅等が長大になると無機質で殺風景となるので、できるだけ小規模とし、漆喰やモルタルによる化粧やそのような風合いがでるように塗装を施す。 <p>③擁壁</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 連続して設ける擁壁の幅は5m以下を目安とする。 イ 琉球石灰岩による石積みやレンガ積み等の自然素材をできるだけ使用する。 ウ 自然素材によらず、ブロックやコンクリート擁壁とする場合には、石貼りや漆喰、モルタル等により自然の風合いがでるような化粧を施す。 <p>④防球ネットその他これに類するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 設置する地域の建築物の高さに関する景観形成基準又は、周辺に立ち並ぶ建築物の平均的な高さと同等の高さかそれ以下とする。 <p>⑤煙突</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 設置する地域の建築物の高さに関する景観形成基準又は、周辺に立ち並ぶ建築物の平均的な高さと同等の高さかそれ以下とする。 イ 道路や公共空間から煙突が突出して目立たないように、背景に森や緑地を設定するなど配置を工夫する。 <p>⑥パラボラアンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱、木柱その他送電又は通信に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 工作物の高さを13m以下とする。ただし、当該工作物を設置する敷地の位置が、公衆が容易に通行し立ち寄る場所以外で、良好な風致景観の保全上支障がないと判断できる場合は、この限りではない。

行為の種類	取扱方針
	<p>イ 道路から極力離れた位置で、かつ樹木や緑地に紛れて目立たないような場所に設けることとするが、物理上困難な場合は、高さや間隔を揃え、秩序よく整列するよう配慮する。</p> <p>ウ 柱はすっきりと見えるような形状とする。</p> <p>⑦電波塔、物見塔その他これらに類するもの</p> <p>ア 当該工作物の高さを13m以下(物見塔の場合は5m以下)とする。ただし、当該工作物を設置する敷地の位置が、公衆が容易に通行し立ち寄る場所以外で、良好な風致景観の保全上支障がないと判断できる場合はこの限りではない。</p> <p>イ 道路、海岸、公園、広場、集落等から可能な限り離れた位置に設置する。</p> <p>ウ 樹木や緑地の陰等、公衆が通行し立ち寄る場所から容易に望見されないような位置を選択する。</p> <p>エ 景勝地や景勝地周辺に物見塔を建設する場合は、周辺に同等の高さの樹木を植栽し、工作物だけが突出して目立たないようにする。</p> <p>オ 無機質で殺風景なイメージの鉄製材料は極力使用しない。やむを得ず使用する場合は、周辺の状況や風景と調和、あるいは同調し目立たなくなるような表面の仕上げ(塗装や緑化等)を施す。</p> <p>カ デザイン、色彩とも画一的な規格品をそのまま使用するのではなく、建設場所の風景に合わせたものを選ぶようにする。</p> <p>キ すっきりとした形状とする。</p> <p>⑧貯水槽(住宅の付属施設として設置するものを除く。)</p> <p>ア 設置する地域の建築物の高さに関する景観形成基準又は、周辺に立ち並ぶ建築物の平均的な高さと同等の高さかそれ以下とする。</p> <p>イ 派手又は過度な装飾等を用いず、簡素な形状とする。</p> <p>ウ 石積み、レンガ積みなどの自然素材を極力使用する。やむを得ず使用できない場合は、表面に漆喰やモルタル等で仕上げを施し、自然石や砂のような風合いが出るような工夫をする。</p> <p>エ 色目をマンセル表色系の10YR～2.5Rの中から選択する。</p> <p>⑨汚水、廃水又は廃棄物を処理する施設その他これらに類する処理施設</p> <p>ア 当該工作物の高さを10m以下とする。ただし、当該工作物を設置する敷地の位置が、公衆が容易に通行し立ち寄る場所以外で、良好な風致景観の保全上支障がないと判断できる場合はこの限りではない。</p> <p>イ 色目をマンセル表色系の10YR～2.5Rの中から選択する。</p> <p>ウ 道路、公園、海岸、その他公衆が通行し立ち寄ることのできる場</p>

行為の種類	取扱方針
	<p>所から容易に望見できない位置に設置する。物理的に困難な場合は、樹木や植栽等により、高さのすべてと見付け部分の半分以上を遮蔽するようにする。</p> <p>⑩石油、ガス、LPG、穀物、飼料等の貯蔵施設その他これらに類する施設</p> <p>ア 当該工作物の高さを13m以下とする。ただし、当該工作物を設置する敷地の位置が、公衆が容易に通行し立ち寄る場所以外で、良好な風景の保全上支障がないと判断できる場合はこの限りではない。</p> <p>イ 色目をマンセル表色系の10YR～2.5Rの中から選択する。</p> <p>ウ 道路、公園、海岸、その他公衆が通行し立ち寄ることのできる場所から容易に望見できない位置に設置する。物理的に困難な場合は樹木や植栽等により高さのすべてと見付け部分の半分以上を遮蔽するようにする。</p> <p>⑪太陽光発電パネルその他これに類するもの</p> <p>ア 設置する地域の建築物の高さに関する景観形成基準又は、周辺に立ち並ぶ建築物の平均的な高さと同等の高さかそれ以下とする。</p> <p>イ 周辺の状況や背景と調和し、違和感が生じないようにする。</p> <p>⑫風力発電施設</p> <p>ア 設置する地域の建築物の高さに関する景観形成基準又は、周辺に立ち並ぶ建築物の平均的な高さと同等の高さかそれ以下とする。</p> <p>イ 周辺の状況や背景と調和し、違和感が生じないようにする。</p> <p>ウ 色目をマンセル表色系の10YR～2.5Rの中から選択する。</p> <p>⑬自動車駐車施設</p> <p>ア 当該工作物の高さを5m以下とする。</p> <p>イ コンクリート造の場合は、表面に漆喰、モルタル塗りや石貼り等の仕上げを施し、自然の風合いが出るような工夫をする。</p> <p>ウ 鉄骨造などの鉄製の場合は、周辺の状況や風景と調和、あるいは同調し目立たなくなるような表面の仕上げ（塗装や緑化等）を施す。</p> <p>エ 色目をマンセル表色系の10YR～2.5Rの中から選択する。</p> <p>オ 道路、公園、海岸、その他公衆が通行し立ち寄ることのできる場所から容易に望見できない位置に設置する。物理的に困難な場合は樹木や植栽等により高さのすべてと見付け部分の半分以上を遮蔽するようにする。</p>

行為の種類	取扱方針
	<p>⑭電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）</p> <p>ア 道路からできるだけ離れた位置で、かつ樹木や緑地に紛れて目立たないような場所に設けることとする。物理的に困難な場合は高さや間隔を揃え、秩序よく整列するように配慮する。</p> <p>⑮自動販売機</p> <p>ア 赤、青等の原色や彩度の強い目立つものを避け、建築物の色彩に関する基準を準用しつつ、周辺の状況や背景となる風景の中にあつて突出、又は違和感を生じないようなものとする。また、主要な道路や集落内の道路から容易に望見できる位置に設置する場合は、道路境界線から 0.5m 以上後退する。</p> <p>イ 自然風景域及び農村風景域では、できるだけ光量を抑え、夜間の良好な環境に配慮する。</p>
<p>木竹の伐採 【石垣市風景計画(P.87,110)】</p>	<p>森林施業については、「自然公園内における森林の施業について」（昭和 34 年 11 月 9 日国発第 643 号）を基本とする。</p> <p>また、土地の形状変更、土石の採取等の開発行為の関連行為として樹木を伐採しなければならない場合、景観形成基準に合わせ、伐採を最小限に留め、特に、以下に掲げる樹種のうち「推定樹齢が 20 年以上のもの」又は「高さが 5m 以上のもの」は原則として伐採しないものとする。やむを得ず伐採する場合は、同等の樹木を他の場所へ植え替えて、ミチゲーション（代償措置）を行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アカテツ ・ウメ ・オオバユウカリ ・ガジュマル ・クワノハエノキ ・サキシマスオウノキ ・シマグワ ・タブノキ ・デイゴ ・ハマザクロ ・フクギ ・モモタマナ ・ヤエヤマシタン ・リュウキュウマツ ・イヌマキ ・オオバアコウ ・カンヒザクラ ・ギランイヌビワ ・ゴバンノアシ ・サキシマハマボウ ・センダン ・テリハボク ・ハスノハギリ ・ヒルギ ・マルバチシャノキ ・ヤエヤマコクタン ・ヤエヤマヤシ など

行為の種類	取扱方針
鉱物の掘削、土石の採取 【石垣市風景計画 (P.110)】	景観形成基準に合わせ、行為地の状況が道路やその他の公共的な場所から容易に望見できないよう、適切な方法により遮蔽されていること。
広告物の設置等	<p>国立公園の風致景観及び快適な利用環境を守るため、関係機関と協力して広告物が乱立しないよう努める。許可に当たっては、意匠、色彩等が周辺の風致景観と調和するよう、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>①設置場所 主要展望方向には設置しないものとし、かつ風致景観の保護上の支障のない箇所を選定する。</p> <p>②規模、材料、色彩等 必要最小限の規模とする。 支柱及び表示板の材料は、極力、木材、石材等、自然材料を用いることとするが、案内標識、解説標識等、表示面の汚損が想定される場合は、この限りでない。 また、表示面に使用する色彩は、焦茶色や無彩色等、極力周囲の環境と調和したものとする。 設置した標識類が汚損した場合に、設置者の責任において修理・更新が迅速に行えるよう、設置者名・連絡先を明記する。</p>
土地の開墾、土地の形状変更	<p>新たに農地を開墾する場合には、沖縄県赤土等流出防止条例に基づき、マルチング及びグリーンベルトを施す等、赤土等の流出が生じないよう対策に努める。</p> <p>※沖縄県赤土等流出防止条例（耕作の目的に供される土地の管理等） 第17条 耕作の目的に供される土地（以下「耕作地」という。）を管理する者は、当該土地から赤土等の流出が生じないように周辺部への畦（けい）畔等の設置、土壌の団粒化の促進等を行い、当該土地の管理に努めなければならない。</p> <p>耕作地の造成等に伴って、沈砂池、砂防ダム等が設置されている場合には、当該施設を管理する者は、当該施設が円滑に機能するように管理に努めなければならない。</p>
屋根、壁面等の色彩の変更 【石垣市風景計画 (P.89～96)】	<p>景観形成基準に合わせ、屋根は可能な限り沖縄赤瓦葺きを用いる。壁面は原色を避け、白系、ベージュ系、クリーム系、アイボリー系を基調とし、背景の自然風景と調和するか溶け込むようにする。</p> <p>亜熱帯照葉樹林タイプなど、自然のままの風景を維持すべき地域については、焦茶等目立たない色にする。</p>

行為の種類	取 扱 方 針
植物の採取又は損傷 落葉落枝の採取 動物の捕獲又は損傷 動物の卵の採取又は損傷	<p>申請書には、採取、捕獲等の対象種、採取、漁獲等の量、研究等の目的、既知見と申請に係る研究との関連、採取、捕獲物の処分方法、研究成果の公表予定等行為内容について具体的に記載することとする。</p> <p>採取・捕獲量は、研究目的及び現状の生育・生息状況に応じて必要最小限とし、公園利用者の多い時期や多い地区での採取・捕獲をさけることとする。</p> <p>採取・捕獲者は、必ず許可証の写しを携帯し、許可を受けていることが分かるように腕章等を着用する。</p> <p>研究成果の共有のため、結果については、可能な限り学会、論文等で公開し、研究成果に対する情報提供を求められた場合には適切に対応する。</p>
水面の埋立て	<p>石垣地域は、サンゴ礁等、海域の景観や資源の重要性が高いことに鑑み、自然環境への影響が極力少なくなるよう配慮する。</p> <p>普通地域においては「普通地域内処理基準」に適合しているかどうか審査するとともに、自然公園法施行規則第 11 条第 21 項の許可基準に準じて取り扱うものとし、必要な場合には、措置命令を行うことも含めて検討する。</p> <p>やむを得ず埋立を行う場合には、埋立面積を最小限に抑える。また、行為地にサンゴ群体がある場合には、行為地の付近に移植を行うものとする。移植したサンゴや周辺環境の変化の状況を把握するため、必要に応じて、事後のモニタリングをするとともに、その結果を石垣自然保護官事務所を経由して那覇自然環境事務所に報告する。</p>
海面における工作物の新築・改築・増築	<p>海面において防波堤等の工作物を設置する場合、行為地にサンゴ群体がある場合は、行為地の付近もしくは施工後に設置した防波堤ブロック等に移植する。またブロック等の表面を凸凹または粗面仕上げにする等サンゴの活着がしやすい工夫を施す。移植したサンゴやブロック等へのサンゴの活着状況を把握するため、必要に応じて、事後のモニタリングをするとともに、その結果を石垣自然保護官事務所を経由して那覇自然環境事務所に報告する。</p> <p>普通地域において行われる行為であっても、可能な限り環境への配慮を行うよう協力を求め、届出対象行為については、必要に応じて、措置命令を行うことを含めて検討する。</p>
海底の形状を変更すること	<p>やむを得ず海底の形状を変更する場合は、変更する面積を最小限に抑える。また、行為地にサンゴ群体がある場合には、行為地の付近に移植を行うものとする。移植したサンゴや周辺環境の変化の状況を把握するため、必要に応じて、事後のモニタリングをするとともに、その結果を石垣自然保護官事務所を経由して那覇自然環境事務所に報告する。</p> <p>普通地域において行われる行為であっても、可能な限り配慮を行うよ</p>

行為の種類	取扱方針
	う協力を求め、海中公園地区から 1km の範囲で行われる場合には、必要に応じて、措置命令を行うことを含めて検討する。
汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること	極力、海中公園地区内に排出しない。やむを得ず海中公園地区に排出する場合には、廃水等に高度処理を施し、可能な限り水質への影響がないように努める。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領（平成 17 年 10 月 1 日付け環自国発第 051001001 号自然環境局長通知）」（以下「事業取扱要領」という。）によるほか、「3. 保全及び利用に関する事項」及び下記の取扱方針による。

事業の種類	取扱方針
道路（車道）	<p>① 基本方針</p> <p>安全性に配慮した上で地形の改変が少ない線形とし、法面や構造物（トンネルを除く）が極力発生しないものとする。また、道路により小動物の生息地を分断しないように計画する。曲線半径や道路勾配等については、極力現地地形に順応するよう設計し、工事による造成を最小限に抑え、主要な展望地からの眺望に支障を与えないよう留意する。</p> <p>② 法面の処理方法</p> <p>線形を地形に順応させる等により法面の面積、高さ等を最小限とする。法面が生じる場合、赤土流出対策として早期に緑化を行う。</p> <p>長大法面の出現回避や地形の改変量の低減を図るための効果が期待できる場合には、擁壁等を採用する。擁壁については、原則として自然石積、自然石を模したブロック積、その他風致景観に配慮した工法を用いる。やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合は、原則として表面は自然石又は自然石を模した表面仕上げをする。</p> <p>モルタル吹き付けは原則として行わないこととし、硬岩が露出し通行の安全を確保する上で他に適切な方法がないと認められる場合に限り、施工するものとする。</p> <p>落石防止網を使用する場合、光沢のない灰色または焦げ茶色等、地肌色を勘案した目立たない色彩とする。</p> <p>③ 緑化</p> <p>法面等の緑化は（3）その他（緑化に関する指針）を参照。</p> <p>④ 交通安全柵</p> <p>交通安全柵は交通安全上不可欠な箇所のみを設置する。設置する場</p>

事業の種類	取 扱 方 針
	<p>合、茶系統に着彩したガードレール又はガードケーブル（亜鉛メッキ）を用いるものとする。</p> <p>⑤ 小動物対策</p> <p>小動物の移動に配慮して、道路による分断の影響を極力軽減するよう対策をとる。対策については、保全の対象となる小動物の特性に応じて、以下のような手法を組み合わせる行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路下横断路 小動物が車道を通らないで安全に横断できるように、ボックスカルバート、パイプカルバート等を用いる。 ・小動物保護型側溝 側溝に落ちても、落下個体が容易に這い出せる構造にする。 ・道路侵入防止策 小動物を道路に侵入させないように、フェンスや折り返し付きの側溝等を用いるなど侵入防止策を施す。 <p>また、夜間の照明については、夜行性昆虫類を誘引し、その昆虫類を捕食する夜行性鳥類、コウモリ類、カエル類、ヘビ・トカゲ類も道路に誘引することになるため、夜間照明の低減、光の方向制御、誘因性の小さい電球の選定など、可能な限り影響を低減するための対策をとる。</p> <p>⑥ 廃道敷及び工事跡地の整理</p> <p>道路改良等に伴い生じる廃道敷及び工事跡地は可能な限り修景緑化を行う。</p> <p>⑦ 残土処理方法</p> <p>原則として、公園区域外に搬出し、適切に処理する。ただし、公園区域内における他の工事に緑化用客土等として利用する場合には、その流用を認めることができるものとする。</p> <p>⑧ 付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 休憩所、展望施設、駐車場、トイレ等付帯施設については、利用状況等を踏まえ、必要最小限のものとし、設置する場合、主要な展望地の眺望に支障を与えないよう留意する。 イ 当該施設を整備するにあたっては、「(2) 許可、届出等取扱方針」の「工作物の新築、改築または増築」に準ずるものとする。 ウ 案内板、解説板等を設置する場合、周辺の自然と調和した意匠とし、その規模は最小限に留める。

事業の種類	取 扱 方 針
	<p>⑨ 管理運営方法</p> <p>ア くずかご、吸い殻入れは設置しないものとする。</p> <p>イ 危険箇所の点検、草刈り、清掃等、定期的な管理を実施する。</p>
道路（歩道）	<p>① 基本方針</p> <p>人と自然のふれあいを促進することを目的とした歩道を整備するものとし、その整備にあたっては、利用者の安全及び雨水等による浸食防止等に配慮する。</p> <p>② 付帯施設</p> <p>ア 休憩所、展望施設及びトイレ等の付帯施設については、利用状況等を踏まえ、必要最小限のものとし、設置する場合、主要な展望地の眺望に支障を与えないよう留意する。</p> <p>イ 当該施設の整備にあたっては、「(2) 許可、届出等取扱方針」の「工作物の新築、改築または増築」に準ずるものとする。</p> <p>ウ 歩道以外への立入りにより動物の殺傷や植物の損傷、裸地化または利用者への危険が発生するおそれがある場合、制札、立入禁止柵等を整備する。</p> <p>エ 案内板、解説板等を設置する場合、周辺の自然と調和した意匠とし、その規模は必要最小限に留める。</p> <p>③ 管理運営方法</p> <p>ア くずかご、吸い殻入れは設置しないものとする。</p> <p>イ 危険箇所の点検、草刈り、清掃等定期的な管理を実施する。</p>
園地	<p>① 基本方針</p> <p>展望地、海浜地、樹林地等の各地区に特性に応じた園地の整備及び管理を行い、風景観賞、自然探勝、散策、各種レクリエーション等人と自然のふれあいを促進するよう配慮する。整備にあたっては、施設の規模は必要最小限とし、周辺の自然と調和した意匠とする。特に展望地においては、標識、案内板等が展望を阻害することないように設置について十分配慮する。</p> <p>② 付帯施設</p> <p>ア 休憩所、展望施設、トイレ等の付帯施設については、利便性及び管理面を考慮し、適切な配置とする。</p> <p>イ 自然に対する理解を深めるとともに、利用効果を高めるため、案内板、解説板、道標等を適切に設置し、必要な場合には外国語を併記する。</p> <p>ウ 当該施設の整備にあたっては、「(2) 許可、届出等取扱方針」</p>

事業の種類	取扱方針														
	<p data-bbox="544 280 1289 311">の「工作物の新築、改築または増築」に準ずるものとする。</p> <p data-bbox="488 369 678 400">③ 通景の確保</p> <p data-bbox="488 414 1362 490">優れた景観が眺望できる主要な展望地については、展望を確保するため、適切な枝払い、抜き切り等を行い、眺望を確保する。</p> <p data-bbox="488 548 707 580">④ 管理運営方法</p> <p data-bbox="517 593 1260 624">ア くずかご、吸い殻入れは原則、設置しないものとする。</p> <p data-bbox="517 638 1091 669">イ 枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。</p> <p data-bbox="517 683 1316 714">ウ 危険箇所の点検、草刈り、清掃等定期的な管理を実施する。</p> <p data-bbox="488 772 735 804">⑤ その他特記事項</p> <table border="1" data-bbox="488 853 1362 1798"> <thead> <tr> <th data-bbox="488 853 722 898">園地の名称</th> <th data-bbox="722 853 1362 898">取扱いに特に配慮する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="488 898 722 1032">明石</td> <td data-bbox="722 898 1362 1032"> <ul style="list-style-type: none"> ・利用施設以外への立入りにより植物の損傷、裸地化または利用者への危険が発生するおそれがある場合、制札、立入禁止柵等を整備する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1032 722 1167">底地</td> <td data-bbox="722 1032 1362 1167"> <ul style="list-style-type: none"> ・火気の使用については、十分注意するよう利用者を啓発する。 ・枯損木の処理等、安全管理を十分に講じる。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1167 722 1301">米原</td> <td data-bbox="722 1167 1362 1301"> <ul style="list-style-type: none"> ・特にヤエヤマヤシ群落周辺については、施設の整備、維持管理にあたり、希少な野生動植物種の保全を優先とした手法等とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1301 722 1435">御神崎</td> <td data-bbox="722 1301 1362 1435"> <ul style="list-style-type: none"> ・利用施設以外への立入り等により植物の損傷、裸地化または利用者への危険が発生するおそれがある場合、制札、立入禁止柵等を整備する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1435 722 1480">名蔵アンパル</td> <td data-bbox="722 1435 1362 1480"> <ul style="list-style-type: none"> ・枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1480 722 1798">白保</td> <td data-bbox="722 1480 1362 1798"> <ul style="list-style-type: none"> ・グラスボートや小型船舶の発着可能な施設を整備する。ただし、埋め立てを行わない等、海岸線を極力改変しない整備内容とする。 ・台風等により船舶が漂流しないよう管理係留施設を充実させる。 ・ボート等の維持管理による汚水及び排水を直接海に放出しないものとする。 </td> </tr> </tbody> </table>	園地の名称	取扱いに特に配慮する事項	明石	<ul style="list-style-type: none"> ・利用施設以外への立入りにより植物の損傷、裸地化または利用者への危険が発生するおそれがある場合、制札、立入禁止柵等を整備する。 	底地	<ul style="list-style-type: none"> ・火気の使用については、十分注意するよう利用者を啓発する。 ・枯損木の処理等、安全管理を十分に講じる。 	米原	<ul style="list-style-type: none"> ・特にヤエヤマヤシ群落周辺については、施設の整備、維持管理にあたり、希少な野生動植物種の保全を優先とした手法等とする。 	御神崎	<ul style="list-style-type: none"> ・利用施設以外への立入り等により植物の損傷、裸地化または利用者への危険が発生するおそれがある場合、制札、立入禁止柵等を整備する。 	名蔵アンパル	<ul style="list-style-type: none"> ・枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。 	白保	<ul style="list-style-type: none"> ・グラスボートや小型船舶の発着可能な施設を整備する。ただし、埋め立てを行わない等、海岸線を極力改変しない整備内容とする。 ・台風等により船舶が漂流しないよう管理係留施設を充実させる。 ・ボート等の維持管理による汚水及び排水を直接海に放出しないものとする。
園地の名称	取扱いに特に配慮する事項														
明石	<ul style="list-style-type: none"> ・利用施設以外への立入りにより植物の損傷、裸地化または利用者への危険が発生するおそれがある場合、制札、立入禁止柵等を整備する。 														
底地	<ul style="list-style-type: none"> ・火気の使用については、十分注意するよう利用者を啓発する。 ・枯損木の処理等、安全管理を十分に講じる。 														
米原	<ul style="list-style-type: none"> ・特にヤエヤマヤシ群落周辺については、施設の整備、維持管理にあたり、希少な野生動植物種の保全を優先とした手法等とする。 														
御神崎	<ul style="list-style-type: none"> ・利用施設以外への立入り等により植物の損傷、裸地化または利用者への危険が発生するおそれがある場合、制札、立入禁止柵等を整備する。 														
名蔵アンパル	<ul style="list-style-type: none"> ・枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。 														
白保	<ul style="list-style-type: none"> ・グラスボートや小型船舶の発着可能な施設を整備する。ただし、埋め立てを行わない等、海岸線を極力改変しない整備内容とする。 ・台風等により船舶が漂流しないよう管理係留施設を充実させる。 ・ボート等の維持管理による汚水及び排水を直接海に放出しないものとする。 														
野営場	<p data-bbox="488 1807 651 1839">① 基本方針</p> <p data-bbox="488 1852 1350 1928">海浜地等の各地区の特性に応じた整備及び管理を行い、自然探勝、海浜利用等を通じた自然のふれあいを促進するよう配慮する。</p> <p data-bbox="488 1986 651 2018">② 付帯施設</p>														

事業の種類	取扱方針
	<p>ア 環境衛生面及び管理面を考慮し、適切に配置する。既存施設については、快適な利用環境を保持できるよう管理を行う。</p> <p>イ 付帯施設の整備にあたっては、「(2) 許可、届出等取扱方針」の「工作物の新築、改築または増築」に準ずるものとする。</p> <p>③ 管理運営方法</p> <p>ア 火気の使用については、安全面に十分配慮するよう、利用者を啓発する。</p> <p>イ くずかご、吸い殻入れは、十分な管理が可能な箇所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及び持ち帰りを推進する。なお、くずかご等の設置の際は、ごみの飛散がないよう対策を講じる。</p> <p>ウ 枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。</p> <p>エ 危険箇所の点検、草刈り、清掃等定期的な管理を実施する。</p>

(3) その他（緑化に関する指針）

西表石垣国立公園内において法面などの裸地を緑化する際には、「自然公園における法面緑化指針（案）」（以下「緑化指針案」という。）に基づき指導する。緑化指針案には保全水準ごとの基本方針および緑化工指針が示されている（参考資料）。西表石垣国立公園石垣地域においては、特別保護地区及び第1種特別地域の全域並びに於茂登岳山頂周辺の第2種特別地域及び第3種特別地域を保全水準1の地域として取扱う。また、上記以外の亜熱帯照葉樹林タイプに該当する地域は保全水準2の地域として取扱う。

保全水準1の地域では、緑化に使用する植物を八重山地域以外からは一切持ち込まないことを基本方針とする。保全水準2の地域では、八重山地域に自然に分布する種を緑化に用いることを基本方針とする。その他の地域であっても、奄美大島以南の琉球諸島に自然に分布する種を緑化に使用する。

緑化に使用する植物は表4-1を参考に選定する。また、環境省の要注意外来生物リストに選定されている植物については、生態系に悪影響を及ぼしうることから、極力緑化や街路樹に用いない。表4-2に掲げる植物等、特に注意の必要な植物については、緑化が必要な事業等を実施する前の段階から関係機関に対して注意を呼びかける。

緑化の工法としては、施工対象地域に生育する植物の種子等が入手できない場合にあっては、埋土種子を含む表土等を用いて、植物の自然侵入を促す工法を積極的に検討する。それだけでは浸食が進み赤土流出等により周辺地域への影響が懸念される場合には、播種など浸食防止効果の高い工法も検討する。播種を行う場合は、樹木の種子などを表土に含ませた上で行うなど、自然植生が回復しやすい工夫を施す。

表 4-1 使用植物参考例

自然公園における法面緑化指針（案）により作成

立地条件	使用植物			
	高木	低木	草本	つる性
アコウ・ガジュマル林 (沖縄地区：石灰岩域)	アカギ、(イスノキ) (ガジュマル)、(サンゴジュ) (アコウ)、(ハマイヌビワ) (ヤブニッケイ)、ハゼノキ (クスノハカエデ)、(クスノハガシワ) (クワノハエノキ)、(タブノキ) ホルトノキ、オキナワシャリンバイ (ショウロウクサギ) シマグワ (アカテツ) (ヒロウ) リュウキュウコクタン ヒラミレモン (リュウキュウハリギリ)	マサキ、ネズミモチ (ナガミボチョウジ) (グミモドキ) オオムラサキシキブ、トベラ、クチナシ、ヒサカキ (ソテツ) (ゲッキツ) (ゴモジュ) (シマヤマヒハツ) (フクマンギ)	ススキ メドハギ ゲットウ (ヤブラン) (タマシダ)	(オオイタビ) (アマミツタ)
スタジイ林 (沖縄地区：非石灰岩域)	リュウキュウマツ、(イスノキ) スタジイ、(イジュ) マテバシイ、ヤマモモ (オキナワウラジロガシ)、ヤブツバキ (タブノキ)、ホルトノキ オキナワシャリンバイ (アマクサギ)、(モッコク) (ヒカゲヘゴ)、センダン、 (ソウシジュ)	(カクレミノ) (サキシマフヨウ) アカメガシワ サザンカ ノボタン (ギマ) (テンニンカ) (ケラマツツジ)	ススキ (ツワブキ) テッポウユリ	(ヒメイタビ) (シラタマカスラ)
海岸林	(アダン)、(オオハマボウ) (ミフクラギ)、(クロヨナ) (サキシマフヨウ)、(フクギ) (テリハボク)、(アカテツ) (モモタマナ)、(ハスノハギリ) (ハマビワ)	クサトベラ、トベラ、ネズミモチ (ハマジンチョウ)、ハマヒサカキ (モンパノキ)、(オキナワハインズ)、(ハリツルマサキ) (ハマゴウ)	(モクビャクコウ) コウライシバ (ツワブキ) テッポウユリ	(キダチハマグルマ)

注) 植物種名 () は、繁殖方法が未知なもの、使用経験がほとんどないもの。

表 4-2 要注意外来生物リスト（一部抜粋）

和名	摘要
ランタナ	・国際自然保護連合（IUCN）の世界の外来入種ワースト 100 に含まれており、海外で問題になっている。 ・日本では、小笠原や沖縄等で野生化しており、分布拡大のおそれがある場合には防除の検討が望まれる。
アメリカハマグルマ	・国際自然保護連合（IUCN）の世界の外来入種ワースト 100 に含まれており、海外で問題になっている。 ・日本では、沖縄で野生化しており、分布拡大のおそれがある場合には防除の検討が望まれる。
セイロンマンリョウ	・国際自然保護連合（IUCN）の世界の外来入種ワースト 100 に含まれており、海外で問題になっている。 ・栽培にあたっては、管理されている場所や施設以外に、逸出を起こさない適切な方法で行うことが重要である。
カエンボク	・国際自然保護連合（IUCN）の世界の外来入種ワースト 100 に含まれており、海外で問題になっている。 ・栽培にあたっては、管理されている場所や施設以外に、逸出を起こさない適切な方法で行うことが重要である。
イタチハギ	自然性の高い地域への侵入がみられることから、そうした地域での法面緑化にはより影響の少ない種類を利用できるか検討する等の配慮が必要である。また、在来郷土種と誤解されている場合もあるので、外来種であることを理解した上で注意して利用する必要がある。
ギンネム	緑化などのために沖縄や小笠原諸島に導入された。しかし、固有性の高い小笠原の島嶼生態系において、植物群集の構造を改変するなどの影響は大きく、未定着の地域に持ち込まないなどの配慮が必要である。
ハリエンジュ	砂防林や薪炭材として導入され、良質の蜜源植物としても広く利用されている。しかし、各地の河川や海岸などでは繁茂し、希少植物を含む在来植物を駆逐するおそれがある。影響の大きい場所では積極的な防除または分布拡大の抑制策の検討が望まれる。
トウネズミモチ	移植が容易で生長が速く、大気汚染に強いことなどから、街路樹や公園樹等として広く利用されている。しかし、訪花昆虫や果実食の鳥類への誘引力が強く、多数の種子が鳥により散布されて容易に分布を拡大する。そのため、都市近郊の二次林の種組成や河川敷の植生に影響を及ぼすおそれがある。利用に当たっては鳥による種子散布を考慮に入れ、地域によっては適切な代替物の検討が望まれる。
ハイイロヨモギ	緑化に用いられる外国産の郷土種ヨモギに含まれる他、観賞用キクの接ぎ木台として導入された。在来種の遺伝的攪乱のおそれがあるため、逸出を防ぐための管理と、当該地域産の在来種または別種への転換の可能性について総合的に検討することが望まれる。
シナダレスズメガヤ	耐暑性と耐旱性に優れ、土壌浸食防止力が強いことなどから、法面緑化などに全国で用いられている。しかし、河川に侵入して砂を堆積するなどしたため、在来植物との競合・駆逐や、生育環境の改変が生じている場合がある。種子が河川に流入しないための適切な管理の可能性と、既に侵入したものについての防除の必要性や防除技術の検討、さらには適切な代替物の利用の可能性を検討することが望まれる。
オニウシノケグサ	持続性や土壌保全能力が高く、環境への適応性も高いことなどから、牧草や緑化植物として全国で広く用いられているが、自然性の高い環境や希少種の生育環境に侵入し、駆除の対象になっていることがある。逸出によるこうした問題が起こらないよう適切な管理を行うとともに、自然環境にも配慮した品種または他の種類の利用の可能性を検討することが望まれる。
カモガヤ	耐陰性などの様々な環境耐性を持つため、牧草や緑化植物として全国で広く用いられているが、自然性の高い環境や希少種の生育環境に侵入し、問題になっている。こうした場所では逸出による問題が起こらないよう適切な管理を行うとともに、自然環境にも配慮した品種または他の種類の利用の可能性を検討することが望まれる。

和名	摘要
シバムギ	耐塩性があり冷涼な環境に適した牧草として、寒冷地に導入された。しかし地域によっては逸出して難防除の雑草となり、在来植物との競合のおそれも生じている。適切な代替物の利用と分布拡大の抑制の可能性の検討が望まれる。
ネズミムギ・ホソムギ	環境への適応性が高く牧草や緑化植物として全国で広く用いられている。しかし、自然性の高い環境や希少種の生育環境に侵入し、駆除の対象になっている場合がある。逸出によるこうした問題が起こらないよう適切な管理を行うとともに、より影響の少ない品種の有無の検討や他の種類の利用可能性の検討が望まれる。
キシウスズメノヒエ	耐湿性や耐塩性があるため、湿田や水田転換畑での飼料として利用が試みられたが、水田や水路で雑草化し、湿地の在来植物との競合のおそれが生じている。適切な代替物の利用と、分布拡大の抑制が望まれる。
オオアワガエリ	冷涼な環境に適した牧草として、寒冷地で広く用いられているが、自然性の高い環境や希少種の生育環境に侵入し、駆除の対象になっていることがある。こうした場所では、牧草地からの逸出が起こらないような適切な管理を行うとともに、より影響の少ない品種や他の牧草の利用の可能性を検討することが望まれる。

(参 考 资 料)